

1 熊本市オンブズマン制度の導入

オンブズマン制度は、1809年にスウェーデンで創設された制度です。オンブズマンは「代理人」などと訳され、一般的には「市民の権利と利益を守る代理人として行政の監視を行う任務を持つ職」とされています。

この制度は特に1950年代以降、相対的にもっとも有効で手早い苦情処理・行政救済制度として、北欧諸国、ニュージーランド、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカなどに広まっています。

日本では、苦情処理制度として総務庁（現総務省）の行政相談制度がありましたが、権限も手続も北欧諸国に比べて弱く、そのためオンブズマン制度の採用を主張する学者や法曹の声が高まっていました。

国レベルでは、1980年に「オンブズマン制度研究会」を設置し、オンブズマン制度のあり方が検討され、「わが国においても、基本的には、オンブズマン的機能の導入を図るべきである。」との報告書を公表しました。

そうした中で、平成2年（1990年）、川崎市の「市民オンブズマン」、東京都中野区の「福祉オンブズマン」（福祉サービス苦情調整委員）を皮切りに、いくつかの自治体においてオンブズマン制度もしくはこれと類似の制度の導入が図られました。

そして、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものとなりました。

このような状況を背景に、熊本市において、情報の共有により信頼関係を築き、参画及び協働により市政やまちづくりを進める意思表示として、平成22年4月1日に熊本市自治基本条例が施行されました。

熊本市のオンブズマン制度は、この自治基本条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条において、「市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。」と規定されています。

平成23年3月、平成23年第1回市議会定例会に「熊本市オンブズマン条例」を上程し、可決、制定されました。そして、平成23年11月に、熊本市のオンブズマン制度が始まりました。

2 熊本市オンブズマン制度のあゆみ

平成21年度

- 9月 熊本市自治基本条例公布（公的オンブズマンの設置を規定）
- 熊本市自治基本条例（抄）
 第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

平成22年度

- 4月 熊本市自治基本条例施行
- 7月～11月 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会
 （委員長：渡邊 榮文熊本県立大学教授）の開催（全5回）
- 8月 検討委員会主催による意見交換会の開催
- 11月 検討委員会から市長への答申
- 12月 熊本市オンブズマン条例（案）のパブリックコメント実施（12月1日～1月7日）
- 3月 第1回市議会定例会へ条例案を上程、可決
 熊本市オンブズマン条例公布

平成23年度

- 4月 組織改編によりオンブズマン事務局を設置
- 8月 熊本市オンブズマン条例施行規則（案）のパブリックコメント実施（8月8日～9月7日）
- 9月 市議会におけるオンブズマンの委嘱同意
- 10月 熊本市オンブズマン条例施行規則公布
- 11月 熊本市オンブズマン制度の運用開始

平成24年度

- 8月 巡回オンブズマン開始

令和3年度（2021年度）

- 11月 制度発足10周年を迎える